



身体的虐待発覚後の対処法

～ 6つのポイント～

目次

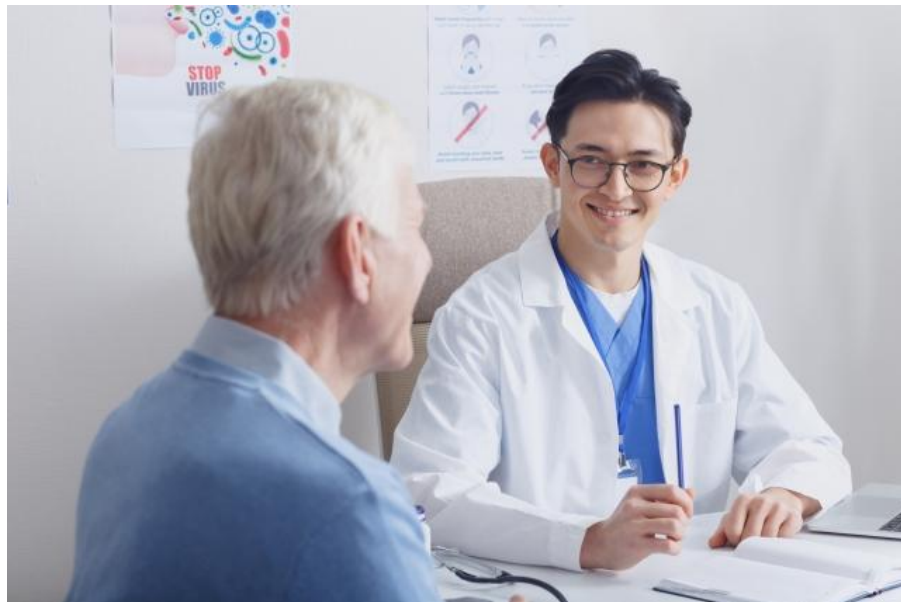
これだけは守ろう！6つのポイント

1. 利用者の救護措置が最優先.....	3
2. 職員からの聴き取りはその日に！.....	4
3. ご家族への報告.....	5
4. 警察への通報は必須ではない.....	6
5. 行政への通報義務	7
6. 保険会社へ連絡.....	8
弁護士のサポートを受けよう.....	9

1. 利用者の救護措置が最優先

利用者の安全確保が最も大切

必ず医師の診察を受ける



2. 職員からの聴き取りはその日に！

その日のうちに該当職員から事実関係の聴き取りを行う

該当職員には自宅待機命令を出して必要な調査に専念



3. ご家族への報告

速やかに報告

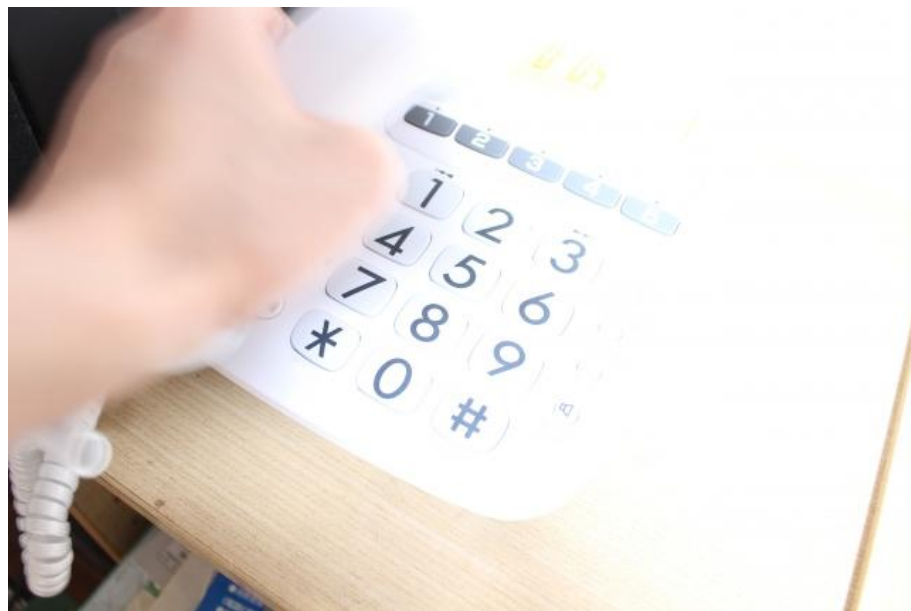
真摯に謝罪



4. 警察への通報は必須ではない

警察への通報義務は、法律上制定
されていない

警察へ通報するか否かは、ご家族
とよく話し合うこと



5. 行政への通報義務

行政へ通報

(高齢者虐待防止法上の義務)



行政調査の実施



真摯に対応



6. 保険会社へ連絡

1～5の対応が済んだら
虐待の事実を連絡



弁護士のサポートを受けよう

顧問弁護士に随時相談し、指示を仰ぎながら対応を進めていくこと

